

## 第 76 回全国植樹祭愛媛県準備委員会設置要綱

### (目的)

第 1 条 第 76 回全国植樹祭（以下「植樹祭」という。）の開催準備を円滑に推進するため  
第 76 回全国植樹祭愛媛県準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第 2 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 植樹祭の基本構想の策定に関すること。
- (2) 開催会場の候補地の選定に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な業務。

### (組織)

第 3 条 準備委員会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

- 2 準備委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。

### (委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、愛媛県副知事をもって充てる。

- 2 副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 委員長は、必要に応じて準備委員会を招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 3 委員長は、協議事項に関して必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (事務局)

第 6 条 準備委員会の事務を処理するため、愛媛県農林水産部森林局森林整備課に事務局を置く。

### (継承)

第 7 条 準備委員会は、第 76 回全国植樹祭愛媛県実行委員会(仮称)（以下「実行委員会」という。）が設置されたときは、その業務を実行委員会に引き継ぎ、解散する。

### (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 14 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 12 月 27 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 3 月 3 日から施行する。

## 第76回全国植樹祭 愛媛県準備委員会 委員

区 分	所属・団体名	役 職	氏 名	備 考
学識経験者	愛媛大学	副学長	杉森 正敏	
	松山大学法学部	准教授	甲斐 朋香	
林業関係団体	(公財)愛媛の森林基金	理事長	末永 洋一	
	愛媛県森林組合連合会	代表理事会長	高山 康人	
	(一社)愛媛県木材協会	会長	菊池 正	
	愛媛県山林種苗農業協同組合	代表理事組合長	成瀬 要三	
各種団体	愛媛県農業協同組合中央会	代表理事会長	西本 満俊	
	愛媛県漁業協同組合	代表理事組合長	平井 義則	
	愛媛県商工会議所連合会	会頭	高橋 祐二	
	愛媛県商工会連合会	会長	村上 友則	
	(一社)愛媛県観光物産協会	専務理事	金子 浩一	
市 町	愛媛県市長会	会長	武智 邦典	
	愛媛県町村会	会長	佐川 秀紀	
県関係	愛媛県	副知事	田中 英樹	委員長
	愛媛県	秘書広報統括監	居村 大作	
	愛媛県	農林水産部長	末永 洋一	
	愛媛県教育委員会	副教育長	仙波 純子	
	愛媛県警察本部	警備部長	松本 亨	